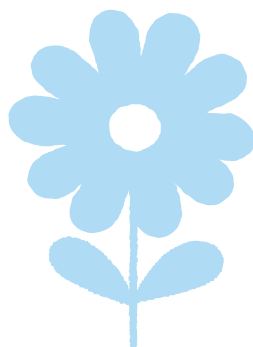


目黒区子ども条例

子どもたちが元気に過ごすことのできる
まちをめざして

〈平成17年12月1日公布・施行^{しこう}(一部は規則で定める日から施行^{しこう})〉



(条例前文)

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。一人の人間として尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、性別、国籍、^{こく}障害などに^{せき}かわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、そして参加する権利があり、これを大切にすることを約束しました。

子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、保護者の愛情と理解をもってはぐくまれ、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表したり、様々な場に参加したりするなど経験を重ねる中で、失敗を^{おそ}れずに^{ちようせん}挑戦し、結果に対する責任を学ぶことで、自分の生き方を考えながら成長していくことができます。

大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えるとともに、子どもが自立し、責任ある社会の一員となるよう導いていく役割を担っています。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力をはぐくみ、子どもと大人が^{もと}ともにつくる豊かな地域社会の形成につながるという考えの下、この条例を制定します。

[問合せ先] 目黒区子育て支援課 ☎ 03(5722)9596



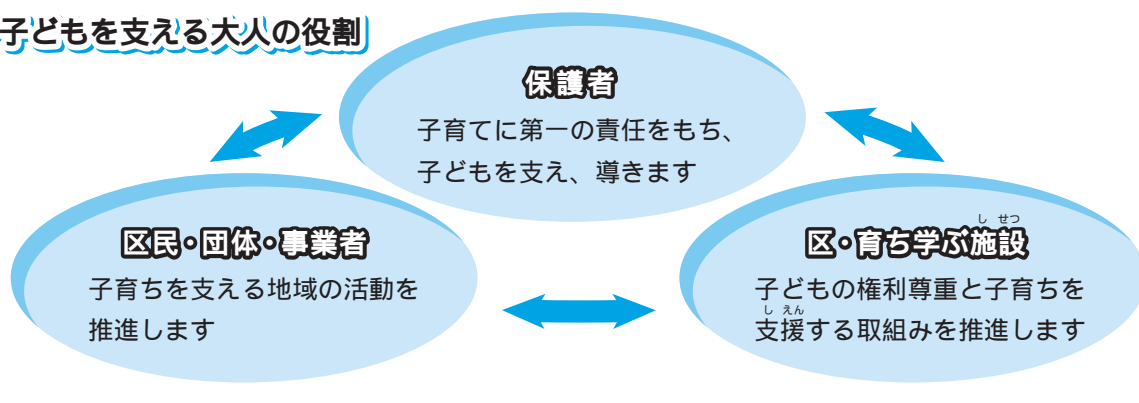
子育てを大切に

子どもを取り巻く環境^{かんきょう}が大きく変わるなかで、子どもが健やかに成長していくためには、大人が子どもを守り育てる「子育て」だけでなく、子どもが自分の力で考え、行動し、経験をとおして成長する「子育て」を支えることが必要です。

大人は、子どもを一人の権利の主体として尊重するとともに、「子育て」の大切さを理解し、子どもを支え、導いていく役割を担っています。



子どもを支える大人の役割



条例文

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、児童の権利に関する条約^{りねん}の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的とします。

(言葉の意味)

第二条 この条例で「子ども」とは、目黒区に住んだり、目黒区で学んだり、遊んだり、働いたりする十八歳未満^{さい}の人のことをいいます。

2 この条例で「権利」とは、児童の権利に関する条約において認められる権利の

ことをいいます。

3 この条例で「育ち学ぶ施設^{しせつ}」とは、目黒区にある学校教育施設、児童福祉施設などのことをいいます。

(基本の考え方)

第三条 子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりは、次の基本の考え方に基づいて進めます。

- 一 子どもの幸せを第一に考えること。
- 二 子どもの年齢^{ねんれい}や成長^{はいろよ}に配慮すること。
- 三 子どもと大人の信頼関係^{しんらい}を基本に、地域ぐるみで行うこと。

(大人の役割)

第四条 目黒区は、子どもの権利の尊重と子育ての支援^{しえん}についての施策^{しやく}を、国や東京都などと協力して進めていきます。

2 保護者は、子育てに第一の責任を持つ人として、子どもの権利を尊重し、子

どもの年齢^{ねんれい}や成長^{しえん}に応じた支援や指導に努めなければなりません。

- 3 育ち学ぶ施設は、子どもの権利を尊重し、家庭や地域と協力しながら、子どもが自ら進んで学び、成長していけるよう支援や指導に努めなければなりません。
- 4 区民及び目黒区で活動を行う団体や事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動などを通して、子育てを支えるよう努めなければなりません。

第二章 子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまち

第一節 まちづくりの進め方

(子ども総合計画)

第五条 区長は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、目黒区子ども総合

子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまち

一人に一つの大切な命。生まれたときからみんな一人の権利ある人間だよ。

暴力はもちろん、いじめや仲間はずれも権利侵害。ぜったいしてはいけないね。

子育てを支えるまち（第8条）

大切な子どもの権利



子どもは、保護者から愛情をもってはぐくまれ、成長していく権利があります

- 乳幼児期は子どもの成長にとって大切な時期です。保護者はこの時期から、子どもの気持ちを受け止めそれにこたえていくよう努めましょう。
- 地域全体で、子育て家庭をあたたく見守り、子育てを応援していきましょう。

子どもが安心できるまち（第10条）

大切な子どもの権利



子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく命が守られ、安心して生きる権利があります

- だれであっても、虐待やいじめなどをしてはいけません。
- 大人は、関係機関と協力して、子どもを犯罪や暴力から守り、子どもが安心して生活できる環境をつくりましょう。

計画をつくります。

2・3・4・5（省略）

（子ども施策推進会議）

第六条 区長は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて、専門的な意見などを聴くため、目黒区子ども施策推進会議を設置します。

2・3・4・5・6（省略）

（子どもの権利の普及啓発）

第七条 目黒区は、子どもと大人がともに子どもの権利を大切にしよう次のことを行います。

- 一 子どもの権利の大切さについての理解を広めること。
- 二 子どもが、子どもの権利のこと、権利を行使するには他の人のことを大切にすることや、そのための社会のきまりがあることを学ぶ機会をつくること。

第二節 子育てを支えるまち

（子育て）

第八条 子どもは、保護者に愛情を持ってはぐくまれ、成長していく権利が尊重されなければなりません。

- 2 保護者は、特に乳幼児期には、最も身近な理解者として子どもの気持ちを受け止め、こたえていくよう努めなければなりません。
- 3 大人は、地域ぐるみで子育てを支えるよう努めなければなりません。

（目黒区の取組）

第九条 目黒区は、保護者が子どもの年齢や成長に応じた子育てができるよう次のことを行います。

- 一 子育て家庭に対するその状況に応じた支援
- 二 子どもの健康づくりのための支援

第三節 子どもが安心できるまち

（子どもの安心）

第十条 子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、命が守られ、平和と安全な環境の下で、安心して生きる権利が尊重されなければなりません。

- 2 だれであっても、虐待やいじめなど子どもの権利侵害をしてはなりません。
- 3 大人は、関係機関と協力して、子どもが安心できる生活を守るよう努めなければなりません。

（目黒区の取組）

第十一条 目黒区は、子どもが安心して生活できるよう次のことを行います。

- 一 虐待やいじめなど子どもの権利侵害の予防、早期発見その他の権利侵害の防止のための必要な対策
- 二 子どもが、安心して、自由に相談で